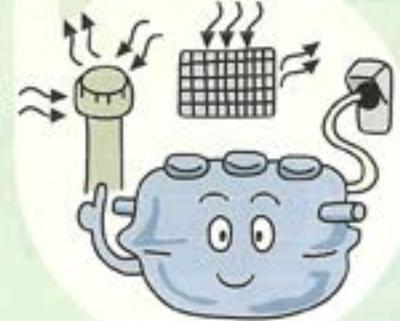


(簡単にできる浄化槽のメンテナンス)

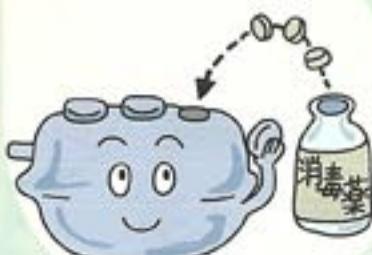
モーターの電源は
切らないでください。

パワーの空気が少なくなり、微生物の
活動ができなくなります。



放流水は必ず
消毒しましょう!

消毒筒の中には、薬剤を絶やさないよう
に補給してください。



マンホールの上に
ものを置かない。

危険の無いように、フタはいつも閉めて
おきましょう。



(法定検査と保守点検について)

浄化槽については「浄化槽法」という法律が施行されています。法律に定められた検査を定期的に行いましょう。

設置工事の完了

・工事完了報告書を市町村へ提出してください。

保守点検の契約・点検

・登録を受けた保守点検業者に
保守点検を委託してください。
・使用開始の直前に
第1回目の保守点検を受けてください。

使用開始の報告

・使用開始後30日以内に使用開始報告書を市町
村へ提出してください。
(浄化槽法施行規則第36条)

設置後の水質検査

・使用開始後6ヵ月経過した後に(社)長野県浄化
槽協会が行う水質検査を受けてください。
(浄化槽法第7条)

保守点検及び清掃

・登録業者による保守点検、市町村の許可業者に
よる清掃を定期的に行ってください。
(浄化槽法第10条)

定期検査

・毎年1回(社)長野県浄化槽協会が行う水質検査
を受けてください。
(浄化槽法第11条)



市町村の許可を受けた清掃業者に
浄化槽の清掃をしてもらいましょう。

処理方式	清掃回数
全 ばっ 気 方 式	6ヵ月に1回以上
その他の浄化槽	毎年1回以上

●浄化槽に関するお問い合わせは

お住まいの市町村の浄化槽担当者 または

飯伊浄化槽組合

〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内
TEL.0265-23-1111㈹ (内線2172)

合併処理浄化槽

正しく使って、快適生活。

浄化槽の中で働く微生物たちが活動しやすい環境をいつまでも保っておきたい。そのため、知っておいてほしいことがあります。

